

**令和元年度第2回
奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会会議録**

| | | | |
|---|---|---|--------------|
| 開催日時 | 令和元年12月23日（月）午前9時30分から11時30分まで | | |
| 開催場所 | はぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）1階 ボランティアインフォメーションセンター1-1会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 磯野奈緒委員、伊藤俊子委員、梅田直美委員、梅林聡介委員、高原俊裕委員、辻中佳奈子委員、中川幾郎委員、矢本亜矢委員 【計8人出席】 | |
| | 事務局 | 深村市民部長、矢倉地域づくり推進課長、中室地域づくり推進課課長補佐、（事務局）地域づくり推進課協働推進係 | |
| 開催形態 | 公開（傍聴人3人） | 担当課 | 市民部 地域づくり推進課 |
| 議題 又は 案件 | 1 開会 2 案件 （1）奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正について （2）第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画に関する取組等について （3）奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の見直しについて （4）その他 3 閉会 | | |
| 決定又は取り纏め事項 | 1 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画案について、素案を検討し、整理する。 2 次回の審議会は、2月28日を予定とする。 | | |
| 議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等 | | | |
| 1 開会 2 案件 （1）奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正について ○事務局より、資料1～6に基づき説明を行った。 ・資料1は、9月2日～30日の期間でパブリックコメントを実施し、その後、いただいたご意見とそれに対する市の考え方について、各委員にご意見をいただいた後、市議会に提出した改正案で、今月の定例会において審議をいただいた。 ・市議会における審議の結果、先日16日に議決をいただいたので、現在、条例の公布及び、資料2．地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則の制定に向けての進めを進めている。 ・資料3は、今回の議会での意見の概要について、まとめている。 ・資料4では、中央教育審議会の答申の関連部分として、第2章から第4章及び別紙2を抜 | | | |

粹している。

- ・資料5では、補正予算等特別委員会での平成28年3月議会での反対討論に関連した質問に関して、当時の議員からの意見をまとめている。
- ・資料6は、令和元年奈良市議会12月定例会最終日の討論で、公明党奈良市議会議員団を代表して、早田議員よりご意見をいただき、本討論の内容を全文紹介することをご要望されたため、全文をお示しさせていただいている。
- ・今回条例改正の議決をいただいたものの、条例についてご意見をいただいていることからこれらについて、審議会においてご意見を賜りたいと考えている。

➤主な意見は以下の通り

- ・学校についてでてきたが、地域コーディネーターをしており、先生たちの普段の様子を見ていると、心が病んでしまっている先生がいるのも現状であり、その代わりとなる先生も人材不足で当てられないということから、教頭先生が担任の代わりをしている。夜遅くまで残業して大変というイメージ。それに加えて地域の活動にも出ていただくということで、働き方改革も大切である。(矢本委員)
- ・地域によって取り組みのスピード感が異なると感じる。社会福祉協議会でも、それぞれの地域により、人材や財源、拠点についてそれぞれの思いでやっていただいているが、今回の議題の中でも拠点についてなど、取り上げられている。ベースを市と一緒に作っていく必要があると感じている。(高原委員)
- ・やっと条例が整えられて、スタート地点に立った。議員のさまざまな疑問点が出ているが行政が地域自治協議会も含めて地域住民と行政が本当に協働してやっていく姿勢があるのかという疑問がでていた。行政自身が変わっていかうとしっかり捉えてもらわないと、前を向いていかないと思う。学校との連携について、联合会等を中心にコミュニティスクールいわゆる地域が各学校の運営に責任を持って担っていくというものが始まっている。その中でも地域差や温度差がある。これは地域自治協議会ができたから云々ではなく、地域の特性があるからだと思う。例えば、私のところでは川辺のまちづくり協議会というのをやっていて、地域の学校や園などの先生も委員として入っていただきながら、いろんな学校や園などの問題も含めて地域で考えていかうと、協働して進めている。地域によって多少違いはある。教育委員会の参加の問題も含めて、行政が本気でやろうという姿勢があるのかどうかにもかかってくる。(梅林委員)
- ・地域自治協議会の仕組みは自律性や自主性というものが非常に重要になってくる。参加主体の自律性や自主性、あるいは選択の自由をどのように担保していくかがこれから焦点になる。それぞれの主体が自律的に参加するために、巻き込まれるのではなく、整ってから参加するというのをどうしていくかなど、地域の実情に合わせて、参加主体をどう選択していくかが大切。(梅田委員)
- ・学校の先生方の負担が増えると書かれているが、むしろ逆と思っている。教育現場の中に地域の方が入っていくという理解をしている。先生方の負担という懸念は減るのではないか。(磯野委員)
- ・地域自治協議会が今11あるが、最終奈良市全体で50できるというのが、奈良市にとっ

でも地域にとっても目指すところだと思う。(伊藤委員)

- ・まちづくり条例に地域自治協議会を入れることによって、学校の負担が増えるということはまだ見えないが、まちづくり条例の中に学校がすでに入っている以上、急に負担が増えるということにはならないのではないかと。地域自治協議会の中の団体と地域自治協議会の関係については、それぞれの団体が動き、取りまとめるのが地域自治協議会であり、各団体の自主性を害さないような形でやっていかなければならないので、対立する場面が全くないのかということとそうではないと思う。(辻中副会長)
- ・自律性と主体性の尊重が重要であり、上から目線でいつまでに作っていかないといけないというような一方的なものではない。ただ、地域差はどうしても出てくるので、そこをどう対処していくのかは考えないといけないため、それについての議論も必要である。(中川会長)
- ・各団体の対等性と平等性についての議論は、住民自治の議論であり、指揮や命令は存在しない。あくまでも住民自治のシステムのため、合意、協調、協働が存在するので、そういった意味で「対等性」という表現になっていると思うので、もう少しイメージを明確にして議会に示せる材料を話し合えれば良いと思う。(中川会長)
- ・学校についての議論はクラブ活動や家庭訪問等のような先生に負担がかかる活動がすでに課題だが、地域との連携窓口を設けることでさらに負担が増えるのかどうなのかという「危機感」があると思う。学校の連携についてももう少し掘り下げて考える。(中川会長)
- ・大宮地区では、地域自治協議会ができる前から社会福祉協議会が各団体と共に事業を進めており、その時から学校に協力してもらっていたため、地域自治協議会ができたからといって特別変わったことはなかった。校長先生にも会議に参加してもらい、協力的な姿勢で役割を担っていただいている。そのため、条例に地域自治協議会が加わるからといって、何かが変わるということはないと思う。(矢本委員)
- ・学校と地域との連携について、条例に学校という文言を入れても問題はないかと思う。ただ、先生の負担については、クラブ活動や休日含めた様々な行事等ですでに大変なので、それが課題である。また、学校を地域コミュニティの拠点の一つとして考えていくというのは、以前実施した市民アンケートでも2番目に多く挙がっているもので、学校に負担を強いるのではなく、双方が協力し合って進めていける仕組みを構築できれば良いと思う。(高原委員)
- ・学校と地域の関わりは、教職員の負担軽減に向けて地域が声をあげて考えていくことも大切。私の地域の学校では、定年退職した再任用の講師の方が担任を担っていたが、「再任用になってまで担任を持ちたくない」と言って辞められ、その後任も講師の方が来られたがすぐに辞められ、たらい回しの状況になった後、最終的には校長先生が教鞭をとったという事例があった。先生がころころ変わること生徒にも混乱を招くため、もっと教育現場に予算を増やして教育にかかわる正規の教職員を増やすことが重要であると考え、地域からも県や市教委に要望書を出す準備を進めている。自分たちの地域の子供たちの状況を考え、地域も学校教育に責任を持つという姿勢は今に始まったことでもないのに、地域自治協議会ができることで学校との連携面を懸念している意見は、地域のことをあまり知らな

い人の意見のように感じる。学校の問題は地域にも責任があると思うので、しっかり声を上げて連携していくが、教職員のための予算を確保し、働き方改革を進めることは必要なので、これを解決しないことには教職員への負担が増える一方である。ただ単に「予算が無いから」だけでは中々前に進まないと思う。(梅林委員)

- 学校が抱えている課題を地域と関わることによって積極的に解決していくためには、関わり方のプロセスや課題の共有の仕方に重要性がある。全国的な事例でいくと、登下校時の見守りや防犯等で活動するシニアボランティアの拠点として学校の一室を使って常駐してもらうことで、校内の防犯にも繋がっている。また、家庭の問題を地域の方や社会福祉協議会が学校と連携して積極的に相談に乗って解決を図っているところもある。このように、学校と地域の関わり方を工夫することで、必ずしも負担が増えるという状況にはならないことや、関わり方に関する提言やモデルが周知できればより良いのではないかと。(梅田委員)
- 地域自治協議会の役割としては、それぞれの団体が抱える課題を共有して事業を円滑に進められるように協力していくことが求められるので、その旨を明記すればいいと思う。専門性が必要な事業に関しては、NPO や事業者が担える仕組みを構築していくことで、教員の負担軽減に繋がるのではないかと。(磯野委員)
- 夏祭りや防災訓練等を実施するには必ず学校の運動場をお借りするので、その際に負担はかけてしまっている。その反面、子供の見守り活動を通して子供の変化にも迅速に対応できており、地域と学校の連携は果たせている。地域から発信するのはもちろん大事だが、学校からもお声かけいただくとより良くなると思う。(伊藤委員)
- 学校と地域との連携が協働であり、それについてはある程度形にできていると思う。しかし、以前から挙げられている教職員の負担そのものについての課題は、地域自治協議会の関係でというわけではなく、教育現場で解決していく問題と考える。(辻中副会長)
- 学校に過剰な負担を押し付けるという概念は毛頭ない。住民自治は学校という制度化されたものに口出しするものではないので、「こうしてほしい」という要望があれば学校からアクションを起こし、発信してほしい。例えば、避難訓練で学校を貸していただくのに、その責任者を抜きにして議論はできない。そういった意味でも、学校は欠かせない存在である。(中川会長)

学校が抱える課題を学校が発信いただくことで、登下校の見守りやクラブ活動の人材派遣等、地域自治協議会として支援できることも議論できる。(中川会長)

- 地域自治協議会の設立に関しては、一律に進めるのではなく、地域ごとの自治力、地域が抱える課題の大小等に応じて取り組みをしなければならない。都市型、農村型、新興住宅型、内包型等々、様々なアプローチがあるが、最終的には地域の主体性によって委ねるべき。つまり、「やらなくても問題はない。しかし、やればプラスのものが出てくる」という設計を進めていければと思う。(中川会長)
- 地域の当人たちは他の地域の実情は中々見えてこないなので、すでに地域自治協議会を設立している地域の人たちから成功事例の共有や可視化をしてパンフレット等で発信すると効果的だと思う。(矢本委員)
- 地域の特性をうまく捉えていくことが大切。社会福祉協議会も7つのブロックに分けてお

- り、ブロックごとの特性に合わせて進めている。奈良市でも地域づくりコーディネーターが対応しているので、社会福祉協議会も連携して課題を解決していきたい。(高原委員)
- ・現状は、行政依存型の地域とそうでない地域との差がはっきりしている。前者は行政に対して要望を投げるばかりで自らやろうとしない。また、広報誌を出している自治連合会がいくつかあるが、その中で、「地域自治協議会はまだ設立していないが、設立に向けて前向きに検討している」という趣旨の声が多々あり、参加はしていないがそれを念頭に置いて活動している連合会が増えてきている。そのため、今後条例ができればさらに活性化していくのではないかと思う。(梅林委員)
 - ・地域自治協議会に対して誤解されている市民にしっかりと説明し、モデルを確立させることが大事である。(梅田委員)
 - ・吹田市では指定管理を受けた NPO が支援に取り組みされており、マニュアルを作成したり、セミナーを開き、次年度からはアウトリーチを始める動きもある。奈良市でも、職員だけに委ねずに、NPO 等の組織と協働して支援活動を行う仕組みがあればいいと思う。
また、地域によっては移住者と元々居住している住人とで自治会費が違ったり、自治会での発言力の差が生じたりという実態もあるので、このような現状を踏まえて自治会の中身も変えていく必要がある。(磯野委員)
 - ・「強制ではないから」という言葉だけに耳を傾けるのではなく、現状を踏まえてもっと地域の皆さんと話し合っ前向きに進めていければいいと思う。(伊藤委員)
 - ・「地域自治協議会を作ればこのようなメリットがある」というモデルを自治連合会から発信すると有効ではないか。リーダー的役割を担う人が必要となるので、時間的にも融通が利いて、リーダー的資質のある担い手を確保していければいい。(辻中副会長)
 - ・自治会でごみ置き場を持っているような、慣わしの歴史が長い自治会などは、特に抵抗があると思う。ただ、暫定的には、自治会内部の自治に関しては、地域自治協議会が干渉すべきものではないので、それ以外の部分をカバーすべきだと思う。(中川会長)
 - ・連合会長か協議会長どちらが上の立場か？ではなく、あくまでも役割分担の話である。役員も全国的に高齢化が顕著なので、それも踏まえたうえで検討すべきである。住民自治の機能が低下すればするほど、行政サービスが落ち、「ハイコストローパフォーマンス」の悪循環に陥るので、行政も市民もその危機感を持つべきである。(中川会長)
 - ・地域自治協議会に対して、NPO 等の専門性のある組織はどう関わっていけばいいか。(中川会長)
 - ・NPO は専門性があることが強みなので、それを活かして協力していけば相乗効果で高め合えるのではないか。(矢本委員)
 - ・それぞれが役割と得意分野を持っており、それを連携していくことで地域全体の役割にしていくことが大切。(高原委員)
 - ・地域自治協議会は小学校区の全地域・全住民が対象なので、自治会に入っていないからといって広報誌が配布されないということが起こらないように工夫していかなければならない。
 - ・仲良しグループの自己満足の NPO も少なからずあるので、見極めが必要。(梅林委員)
 - ・法人化していないような個人事業レベルの NPO との接点や関係性の築き方が課題である。

(梅田委員)

・地域社会はなんでもありの総合性を持った社会であるので、活動範囲を限定した専門的なものだけではなく、役割を共有した全日制のコミュニティである必要がある。地域社会にどのような専門性を持った人がいるかを発掘し、共有するためには、NPO のネットワークは非常に有効である。(中川委員)

○事務局より、資料7に基づき説明・報告を行った。

・異議なし。(全員)

(2) 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画に関する取組等について

○事務局より、資料8に基づき説明・報告を行った。

➤主な意見は以下の通り

・協働事業1番の「自治連合会等活動推進」内にある地区調整員とはどのような方が対応するのか？(磯野委員)

→経験豊富な再任用の主査級職員を中心に10名配置しており、幅広い多様なニーズに対応できるような体制を構築している。(事務局)

・協働事業28番の「奈良市子ども会議開催事業」に関しては、子供たちにアンケートを書いてもらうのは協働の視点でという意味ではあまり効果がない可能性があるのでは、慎重に検討した方がいいと思う。(辻中委員)

・行政には協働の事業がない部局はあっても、市民参画のない部局は存在しないはずなので、その意識をもって議論を進めてほしい。(中川委員)

(3) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の見直しについて

○事務局より、資料9～10に基づき説明を行った。平成28年度から5ヶ年ごとに推進計画を策定しており、令和3年度から施行される第3次推進計画を策定するにあたって意見をいただきたい。

➤主な意見は以下の通り

・概要版を作成した方がいいと思う。(梅田委員)

・10ページの年齢別のボランティア活動取組状況の表を見ると、30代～50代が少ないので、この層に重点を置いたような参画施策を入れることができたら有効かと思う。(磯野委員)

・各表のアンケート結果もできる限り最新のものに更新すべき。(辻中委員)

・この審議会でも議論している内容が第5次総合計画の策定にも反映されるよう進めなければならない。(中川委員)

(4) その他

○事務局より、次回審議会についての日程調整を行った。

・次回の審議会については、2月後半の開催で考えている（事務局）

→2月28日午前中にて調整してほしい。（委員各位）

→改めて連絡する旨ご案内。

・議事録の署名は、中川会長と辻中副会長にお願いしたい。（事務局）

| | |
|----|--|
| 資料 | 資料1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（案） 資料2. 地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則（案） 資料3. 令和元年奈良市議会12月定例会 本会議及び補正予算等特別委員会での質疑概要 資料4. 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）抜粋 資料5. 平成28年奈良市議会3月定例会 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例一部改正についての意見 資料6. 令和元年奈良市議会12月定例会における条例改正に関する討論 資料7. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例解説書（修正案） 資料8. 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員からの意見等への対応 資料9. 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 （平成28年度～平成32年度） 資料10. 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 加筆・修正一覧 |
|----|--|